

質問回答書

件名：令和4年度東北地方環境事務所管内建築物等定期点検業務	
質問事項	回答
1. 特記仕様書 P4 14. 点検結果の報告(5) に改修方法提案書とありますが、書式の指定はありますか。	1. 改修方法提案書の様式については任意様式とし、主な記載事項は以下のとおりとする。 1. 施設名 2. 点検実施日 3. 指摘番号 4. 階数 5. 室名・部位 6. 指摘内容 7. 具体的改善内容 8. 緊急度 9. 概算額 10. 写真記録番号
2. 改修方法提案書に掲載する、損傷状況の程度についてご教示下さい。(経過観察程度のものは掲載しない等)	2. 緊急度の段階として、「緊急度高」「緊急度やや高い」「緊急度普通」「緊急度低」「要経過観察」を基本とする。なお、要経過観察については官公法、建築基準法の点検項目外において中期的な観点で次回点検実施までの経過観察が必要と思われる事項を記載するものとする。
3. 改修方法提案書に掲載する概算金額ですが、当社の概算積算程度でよろしいでしょうか。又は、業者から見積を徴収する必要があるかご教示下さい。	3. 概算金額については原則として受注者による概算積算程度とする。ただし、特殊な工種や工事内容となるものについては調査職員との協議により適宜専門工事業者による見積により算出するものとする。
4. 積雪により点検が困難または、不可能な場合は、どのように対応・対処すればよろしいですか。	4. 原則として点検対象施設の環境に応じた実施計画を立て、降雪期前までに点検を実施することとする。
5. 「14. 点検結果の報告(6) 官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)への必要事項の入力の上、個別施設計画(点検記録情報、修繕履歴情報、中長期保全計画等)の資料」の入力は、点検記録情報、修繕履歴情報、中長期保全計画等とありますがどの程度必要ですか。	5. 点検記録情報、修繕履歴情報については把握できる範囲の入力とし、中長期保全計画については前回計画の見直し程度とする。その他語義が生じた際は調査職員と協議の上、決定する。
6. 上記の「修繕履歴情報」の確認と「中長期保全計画」の作成は、本業務に含まれますか。	6. 本業務に含むものとする。なお、前記5.に記載のとおり中長期保全計画については前回計画の見直し程度とする。